

しらたまマネーサービス利用約款

(目的)

第1条 本約款は、国富町商工会（以下、「商工会」といいます。）が発行する「しらたまカード」（以下「本カード」といいます。）の会員に対するサービスとして提供する、商工会が発行する電子マネーである「しらたまマネー」のサービスについて定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 本カード

会員が本約款に従ってしらたまマネーを記録し使用するために必要な機能を備えたカード（電子会員証を含む）

(2) 電子会員証

商工会所定のアプリケーションであり、当該アプリケーションがインストールされたスマートフォンによりしらたまマネーの使用が可能となるもの

(3) しらたまマネー

本カードに記録される円単位の金額についての電子的情報であって、本約款に基づき会員が商品等の代金の支払に使用することができる電子マネー

(4) しらたまマネーサービス

会員が加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとしてしらたまマネーを使用したときには、使用されたしらたまマネーに相当する代金額と同額の金額を当社が加盟店に対して支払うサービス

(5) チャージ

本カードに記録されたしらたまマネーの金額を加算すること

(6) 会員

本カードによってしらたまマネーを利用する方

(7) 加盟店

商品等の販売及び提供に係る代金の支払いについて、会員がしらたまマネーを使用することができる事業者

(8) 商品等

会員が販売又は提供を受ける物品及びサービス等

(9) 端末機

商品等の購入又は提供の代金の支払いについて、会員がしらたまマネーを使用するために必要となる機器であって、加盟店又は商工会が指定する場所に設置される端末機器

(10) チャージ機

会員が本約款第4条により、しらたまマネーの発行を受けることのできる端末機器（しらたまマネーサービスの利用）

第3条 会員は、商工会が発行するしらたまマネーの使用について、本約款を遵守してください。

2 会員は、加盟店で本カードを提示することによって、商品等の購入又は提供の代金の支払いにしらたまマネーを使用することができます。

(しらたまマネーの発行)

第4条 会員は、しらたまマネーの発行を希望するときは、商工会所定の方法により手続きを行います。

2 しらたまマネーが会員の本カードに記録された時点をもって、会員に対ししらたまマネーが発行されます。

3 しらたまマネーの利用可能残高は、50,000円を上限とします。

4 しらたまマネーのチャージ金額は、1,000円単位とします。

5 会員は、加盟店の営業時間又はチャージ機の利用可能時間内に限り、しらたまマネーの発行を受けることができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、しらたまマネーの発行が中止されることがあり、この場合、会員は異議を述べません。

(利用可能残高の確認等)

第5条 しらたまマネーの利用可能残高は、ご利用時のレシート、チャージ機及び電子会員証によりご確認いただくことができます。

(有効期限等)

第6条 しらたまマネーの有効期限は、チャージした月末から5か月間とし、それ以降は無効とします。

2 会員が本カードの退会又は会員資格を喪失した時点で、しらたまマネーの未使用残額は失効します。

(しらたまマネーの使用)

第7条 会員は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、本カードに記録されたしらたまマネーを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができます。ただし、加盟店により、一部の商品等については、その代金の支払いには使用できない場合があります。

2 会員が加盟店の店頭において商品等の代金をしらたまマネーで支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額が端末機に入力された後、会員は、本カードのQRコードを端末機により読み取ることにより読み取ること(加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。)商品等の代金額に相当するしらたまマネーを端末機に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、端末機に支払いが完了した旨の表示がされたときに、会員の本カードから加盟店の端末機に対するしらたまマネーの移転が完了し、これにより当該しらたまマネー相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。なお、商品等の代金額及び使用後のしらたまマネーの残高

がレシートに表示されますので、会員は、その表示された内容に誤りがないかどうか、ご確認いただき、誤りがあった場合には、速やかに当該加盟店に対してお申し出ください。

- 3 会員は、しらたまマネーにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と加盟店との間で解決します。
- 4 商工会は、会員と加盟店との間に生じた問題について、責任を負いません。

(しらたまマネーの合算)

第8条 会員は、しらたまマネーを他の本カードに移転することはできないものとします。

(しらたまマネーサービスの利用中止等)

第9条 商工会が次のいずれかに該当すると認定した場合には、会員に予告することなくしらたまマネーサービスの利用を全面的に又は部分的に中止することがあります。

- (1) 本カード若しくはこれに記録されたしらたまマネー(会員の保有か否かを問わない)が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき
- (2) しらたまマネー(会員の保有か否かを問わない)が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき
- (3) 本カードの破損、電磁的影響その他の事由によりしらたまマネーが破壊及び消失したとき又はしらたまマネーサービスに関するシステムの障害その他の事由により端末機が使用不能となったとき
- (4) しらたまマネーサービスに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりしらたまマネーサービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき
- (5) 会員によるしらたまマネーの使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
- (6) 会員による本カードの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
- (7) その他やむを得ない事由が生じたとき

- 2 前項のしらたまマネーサービスの全部又は一部の利用中止により、会員に不利益又は損害が生じた場合でも、商工会の故意又は過失による場合を除き、商工会はその責任を負いません。
- 3 会員は、本カード又はこれに記録されたしらたまマネーが、偽造、変造又は不正作出されたものであることを知ったときは、本カード又はしらたまマネーを使用できません。この場合、会員は商工会に対して商工会所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造又は不正作出された本カード又はしらたまマネーを商工会所定の方法により商工会に提出します。

(しらたまカードの管理)

第10条 会員は、自己の責任において本カードを厳重に管理、保管するものとし、本カードの盗難、紛失等が起きないように注意するものとします。

- 2 本カードの紛失、盗難等が発生した場合、会員は、商工会所定の手続に従って商工会へご連絡ください。会員が本条に基づく連絡を行わなかった場合、本カードの紛失、盗難等により会員に生じた損害（不正利用による損害を含みます。）については、会員が負担するものとします。

（しらたまマネーに生じた事故）

第11条 本カードに記録されたしらたまマネーが、本カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、会員は商工会所定の方法により申請することとします。

- 2 商工会は、前項の申請に基づいて未使用のまま破壊又は消失されたしらたまマネーの金額を商工会所定の方法で確認し、これによって未使用のまま破壊又は消失されたしらたまマネーに相当する金額を商工会が確認できた場合には、商工会所定の方法でその金額を会員に返還します。

（しらたまマネーの払戻し）

第12条 しらたまマネーの払戻しは、第11条第2項、本条、第16条に定める場合を除き、行うことができません。

- 2 商工会の都合によりしらたまマネーサービスを全面的に終了する場合には、会員は、商工会に対してしらたまマネーの払戻しを申し出ることができません。この場合、商工会は、商工会所定の場所において商工会所定の方法により、会員の本カードに記録された未使用のしらたまマネーの金額を確認し、その金額の払戻しを行います。なお、払戻しを実施した本カードは、以後本カードとして使用することはできません。
- 3 商工会は、払戻しを求める会員が正当な本カードの所持者であることが確認できない場合又は未使用のしらたまマネーの金額を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。

（カードの返却）

第13条 会員は、本カードに付帯する個別のサービスの有効期間満了その他の理由により、当該カードを商工会に返却する場合には、本カードに記録されたしらたまマネーを使い切り、商工会の指示に従い当該カードの返却を行います。

- 2 前項の場合において、しらたまマネーを使い切ることなく、しらたまマネーが記録された状態の本カードを商工会に返却した場合には、会員は、しらたまマネーの使用権を放棄したものととして取扱われることを、予め同意します。

（個人情報の取扱い）

第14条 会員（本条においては、本カードの申込みをしようとする方を含みます）は、申込時に会員が記入する会員の属性等の情報及びしらたまカードの履歴等の情報（以下、「個人情報」という）を、商工会が本カード会員約款に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

(利用資格の取消し)

第15条 商工会は、会員が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該会員のしらたまマネーサービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、商工会は、事前の通知催告を要せず、会員に対ししらたまマネーサービスの利用を中止することができるものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとし、

(1) 本約款に違反した場合

(2) 反社会的勢力である又はその疑いがあると商工会が判断した場合

(3) しらたまマネーサービスの利用に関し、自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて商工会の信用を毀損し、又は商工会の業務を妨害した場合

(4) しらたまマネーサービスが犯罪に利用されている又は利用された疑いがあると商工会が判断した場合

(5) その他会員のしらたまマネーサービスの利用状況等から、しらたまマネーサービスの会員として不適格と商工会が判断した場合

(しらたまマネーサービスの終了等)

第16条 商工会は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は商工会の都合等その他の事由により、しらたまマネーサービスの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、商工会は、会員に対して商工会所定の方法で事前に通知します。

2 会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに未使用のしらたまマネーについて第12条による払戻しの手続を行います。

3 第1項のしらたまマネーサービスの取扱いの全面的な終了により、会員に不利益又は損害が生じた場合でも、商工会の故意又は過失による場合を除き、商工会は責任を負いません。

(制限責任)

第17条 商工会は、会員によるしらたまマネーサービスの利用に関連して、会員に対して損害賠償責任を負うこととなった場合には、商工会の故意又は重大な過失による場合を除き、会員に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り、これを賠償し、特別な事情から生じた損害(逸失利益等を含みます。)については責任を負いません。

(約款の変更)

第18条 商工会は、経済情勢等諸般の状況の変化、法令の改廃、しらたまマネーサービス運営上の都合等により、本約款を変更又は廃止(以下「変更等」といいます。)する場合があります。

2 商工会は、本約款の変更等を行う場合、その内容及び効力発生時期を予め商工会所定の適切な方法により告知するものとし、

3 本約款の変更があった場合、会員が、本約款の変更後にしらたまマネーサービスを利用したときは、当該変更後の約款内容に同意したものとみなします。

(準拠法)

第19条 会員と商工会の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用するものとします。

(合意管轄裁判所)

第20条 会員は、本約款に基づく取引に関して万一商工会との間に紛争が生じた場合、商工会の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(ご相談窓口)

第21条 しらたまマネージャーサービスに関するご相談又はご質問は、以下へご連絡ください。

国富町商工会商工会

〒880-1101 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4049番地

電話番号：0985-75-2211

受付時間：土・日・祝日及び年末年始（12月29日～31日・1月1日～3日）

を除く、平日の午前8時30分～午後5時15分（昼休憩時間：午後12時～午後1時を除く）